

第2号様式（第4条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表第一の三 四の（一）の（1） 円	別表第一の三 四の（二）の（1） 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表第一の三 四の（一）の（2）のア 円	別表第一の三 四の（二）の（2）のア 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く。 m ²	別表第一の三 四の（一）の（2）のイの（ア） 円（a [´] ）	別表第一の三 四の（二）の（2）のイの（ア） 円（A [´] ）
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 四の（一）の（2）のイの（イ） 円（b [´] ）	別表第一の三 四の（二）の（2）のイの（イ） 円（B [´] ）
	合計 m ²	（a [´] ）+（b [´] ） 円	（A [´] ）+（B [´] ） 円

合計 _____ 円

（注意）

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

（日本産業規格A列4番）